

宇治市監査委員殿

住民監査請求

地方自治法第 242 条に基づき、下記事項について監査請求致します。

I 請求対象

「神明浄水場取水井 3 号水中ポンプ取替業務」につき、平成 19 年 3 月 1 日付をもって株式会社甲田工業所との間で締結された「業務委託契約」は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号が定める要件を充足しておらず違法である。この違法な「契約の締結」とその「履行」により、同年 3 月 30 日に違法な公金の支出（¥1,837,500 円）が行われた。

II 請求理由

- (1) 上記「業務委託契約」（以下「本件契約」と略す）は、「緊急」性を理由に「特命随意契約」とされ、かつ業者選定についても「緊急課長委任案件」として処理された（「契約方法及び指名等業者決定書」）。

しかし、本件「ポンプ取替業務」に「緊急」性を見出すことはできない。

- (2) 2 月 23 日付の「事故・故障等報告書」によれば、現場確認者の「緊急」性判断の根拠は、「水中ポンプが異常であり故障をきたしている。そのため取替が必要」ということに尽きている。そして、驚くべきことに、事実としては、この時点で直ちに「緊急案件」として、「前回取替を行った甲田工業所へ依頼」が行われたのである。

- (3) この現場の判断は、後に「この井戸は神明浄水場の最後の井戸であり、故障すれば自己水がなくなり東山配水池に負担がかかるため、緊急に自己水の確保を含め取替が必要不可欠」と補足された（平成 19 年 3 月 19 日付「業務業者選定処理報告書」）。

- (4) しかし、ポンプの故障発見時に直ちに「東山配水池からの受水」が開始されており、「緊急案件」処理が「不可欠」である理由は見出し難い。「東山配水池に負担がかかる」という判断も、「緊急」性の根拠としては薄弱に過ぎる。

- (5) 地方自治法第 234 条第 2 項の委任をうけた同法施行令第 167 条の 2 は「随意契約によることができる場合」の要件を、指名競争入札についてよりも更に厳しく限定している。現場限りの前記のごとき安易な「緊急の必要」性判断は、法令の趣旨を十分に理解してのものとはいはず、違法といわなければならない。

- (6) 法令の趣旨を具体化するために定められている宇治市財務規則第 109 条は、随意契約によりうる「工事」につき「予定価格の上限」を 130 万円と定めている（同条第 1 号）。本件契約は市の財務規則にも違反したものである。

さらに本件ポンプの故障が「災害等」（宇治市業者選定委員会設置規程第 13 条 3 項）に該当しないことは明白であるから、本件契約は同設置規程にも違反している。

(7) 最後に、情報公開された資料による限りでは、本件において「契約の方法」の選定、事業者の選定等が「現場確認者」2 人のみによって行われ、しかも「施行費についての見積」すら出ていない時点で施行依頼がなされてしまったことになっている（実際には上層部の同意なしにこのようなことが行われたとは考えにくいが）。適正な公金の支出を担保するために要求されている一連の手続きは完全に形骸化され、「辻褄合わせ」が行われたとの印象をすらうける。

この点についても監査委員として「必要な措置」を講じて戴きたい。

III 監査請求期間について

本件契約内容を具体的に知り得たのは、開浄水場の「休止決定」の差止めを求める訴訟の必要から行った情報公開によってである（平成 20 年 12 月 2 日請求 12 月 16 日公開決定）。上記の如き諸事実は、一般的には知り得ないことであって、「1 年を経過」した事には、やむを得ない「正当な理由」があると考えます。